



令和2年度後期（第13期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～ 地域人材コース
「沖縄からアジアへトビタテ！留学JAPAN プロジェクト」
募 集 要 項

「沖縄県内」の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「沖縄産学官協働人財育成円卓会議協議会」では、令和2年度後期（第13期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

＜官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について＞

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、2020年までに我が国の学生の海外留学を倍増するという政府の目標の下、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集します。

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、海外での「異文化体験」や「実践活動（※）」に焦点を当てた留学を推奨することにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。そのため、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、学生が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動の含まれる留学計画を支援することで、個性あふれる多様な派遣留学生のネットワークを形成し、グローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

（※）実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースドラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びによる育成を焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機

運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（原則として都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

機構は、採択された地域事業に対し、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前・事後研修等に参加することになります。

本要項は、沖縄県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する沖縄産学官協働人材育成円卓会議協議会（以下「本協議会」という。）が実施する「沖縄からアジアへトビタテ！留学 JAPAN プロジェクト」（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

本事業では、沖縄 21 世紀ビジョンを踏まえ、「異文化理解力」や「強い意志力」をもった将来の沖縄産業界を牽引するグローバル人材、特にアジアとの架け橋となる人材の育成を目的として、地域企業（産）、大学等（学）及び沖縄県等（官）の連携によりアジア各国でのインターンシッププログラムを提供します。

2. 事業の概要

本事業は、日本国籍を有する学生または日本への永住が許可されている学生のうち、沖縄県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（3 年生以上）、専修学校（専門課程）に在籍している学生、あるいは沖縄県外の大学等に在籍している学生で沖縄県に本籍を有している者に対し、当該国でのインターンシップに必要な経費の一部を奨学金等として支援するとともに、留学経験の質を高めるため、留学前後に沖縄県内で行う事前オリエンテーション・事後報告会の提供や留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワーク（以下「留学生ネットワーク」という。）の提供を行います。

本事業では、「沖縄21世紀ビジョン」や沖縄県内産業・経済界の意向を踏まえ、沖縄の地域特色を生かした新リーディング分野（国際観光人材、国際IT人材、国際物流人材）及び沖縄の産業振興・経済発展に資する多様な分野（地域発展人材）の人材育成を目標とし、アジア各国に学生を派遣して語学研修及び現地企業・団体等でのインターンシッププログラムや企業課題のResearchを行います。海外派遣前に、県内企業・団体等で事前研修としてインターンシップを行うことで県内企業・団体等や関連産業について理解を深め、海外研修後も、再び県内企業・団体等でのインターンシップを実施し、海外でのインターンシップの経験や企業等課題のResearchのフィードバックを行います。また、アジア各国でのインターンシッププログラム等を通して異文化理解力の向上を図るとともに、トビタテ！留学JAPAN 日本代表として日本、沖縄の魅力を積極的に世界に発信する取組も行います。

これらの実践活動を通して、将来、沖縄県の新リーディング産業や地域発展の担い手として沖縄地域を牽引するグローバルリーダーの育成を目指します。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修、派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”、帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”、独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流等）に主体的に参画する人材
- (4) 沖縄21世紀ビジョン [※] を担う人材
 - ①時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう、平和で豊かな「美ら島」おきなわを創造する人材
 - ②今後の沖縄県の産業振興の柱となる沖縄とアジアの架け橋となる人材※沖縄21世紀ビジョンより抜粋 (<http://www.pref.okinawa.jp/21vision/>)

グローバル経済が進展し、世界経済成長の原動力がアジアにシフトしている状況を踏まえ、アジアや世界を大きく視野に入れ、本県の経済を担う移住型産業、域内産業に対する施策、魅力ある投資環境を整備し県内投資を呼び込む施策、多様な産業の展開を担う人材、伝統文化、自然、生物資源など沖縄の様々な資源を活用し、涵養していく施策を戦略的に展開していくことが極めて重要です。

(5) 沖縄の産業界における以下の重点分野を主体に、アジアを中心にグローバルに活躍できる人材

- ①国際観光人材・・・観光系（サービスイノベーション人材）
- ②国際IT人材・・・情報系（ブリッジSE人材）
- ③国際物流人材・・・物流系（中継貿易人材）
- ④地域発展人材・・・沖縄の産業振興・経済発展に資する人材（分野自由選択）

4. 定義

本要項において、「派遣留学生」とは、沖縄県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科を含む）、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

<地域独自プログラム>（「別紙4」参照）

『沖縄からアジアへトビタテ！留学JAPANプロジェクト』

1) プログラムテーマ：沖縄県の新しいリーディング産業の育成に貢献できる人材育成

- ①国際観光人材・・・観光系（サービスイノベーション人材）
- ②国際IT人材・・・情報系（ブリッジSE人材）
- ③国際物流人材・・・物流系（中継貿易人材）
- ④地域発展人材・・・沖縄の産業振興・経済発展に資する人材（分野自由選択）

2) 派遣国：各コースともアジア諸国（上海、台湾、香港、ベトナム、マレーシア、インドネシア等）へ派遣する。インターンシップ先については、各地域の当該分野（国際観光、IT、物流等）の関係企業・団体等に派遣し、地域の企業・団体等と連携したグローバル人材の育成を推進していく。

- ①国際観光人材：ホテル・旅行代理店等
- ②国際IT人材：情報・IT関連企業・団体等
- ③国際物流人材：物流・運輸関連企業・団体等
- ④地域発展人材：希望によって業種決定

3) 目的 :

- ①海外留学のプログラムとしては、前半の1か月間程度を語学研修、異文化体験及び企業課題等のリサーチに充て、後半の2か月間程度を海外企業インターンシップに充てて実施する。
- ②語学研修は、インターンシップ先の要望を聞き、業務に必要な語学研修（英語又は現地語）を1か月間程度実施する。ただし、派遣留学生の当該言語運用能力と業務に必要な当該言語運用能力レベルに応じて、インターンシップ先や地域コーディネーターと調整した上で、語学研修期間を調整すること [Ex. 留学開始時点で十分な当該言語運用能力を習得しているため語学研修期間を3週間とし残りをインターンシップに充てる、1か月間の語学研修のみではインターンシップ先での業務に支障が出るため1か月間の語学研修終了後も短時間の語学研修をインターンシップと並行して継続する、など] は可能とする。
- ③海外留学のインターンシップ先は、可能な限り、地域の当該企業・団体等（国際観光、IT、物流分野等）と関係性のある企業・団体等を選定し実施する。
- ④地域企業・団体等の課題テーマ等については、海外留学中にリサーチ等を実施する。

4) 概要

【留学プログラム（約3か月間）】

(ア) 語学学校及び異文化体験、企業課題等のリサーチ（約1か月間）

- ①英語又は現地語の研修
- ②現地人との交流と異文化体験
- ③地域企業等の課題等のリサーチ実施

(イ) 企業等インターンシップ（約2か月間）

- ①観光、IT、物流関連企業等でのインターンシップを実施
- ②海外インターンシップ先にて、国際的なビジネス業務の研修を実施
- ③海外企業等の課題等のリサーチ実施

5) 事前オリエンテーション

(ア) 目的 :

オリエンテーション①（1日）では、海外留学の全体スケジュール、異文化理解、グローバルリーダーの動機づけ等を行い、オリエンテーション②（1日）では、留学計画の作成や渡航前の注意事項等の研修を実施する。

(イ) 概要 :

【オリエンテーション①（1日）】

- ①オリエンテーション
- ②異文化理解、国際環境の変化
- ③グローバルリーダーの動機づけ

【オリエンテーション②（1日）】

- ①地域企業等課題テーマ等の調査項目の整理
 - ②留学計画の作成（留学目標、企業等課題の調査方法、全体スケジュール等）
 - ③留学国の事前情報の収集（経済、歴史、文化、宗教、リスク、県人会等）
 - ④渡航前の注意事項等（病気、事故、トラブル時の対応）
- ※オリエンテーション②と同日に壮行会を実施する。

6) 事前・事後インターンシップ（少なくとも事前事後合わせて20日間以上実施）

(ア) 目的：

事前の地域企業等インターンシップでは、当該企業等の業務内容の体験や当該企業等の国際化等に関する現状の課題を留学生に与え、海外留学を通して、企業課題テーマ等に関する情報収集や解決案を検討する。また、事後の地域企業等インターンシップでは、当該企業等に対し、海外情報の提供や企業等課題解決案を含む、リサーチ内容をフィードバックする。

(イ) 概要

【事前：地域企業等インターンシップ（15～17日）】

- ①国際ビジネスを展開している観光、IT、物流関連等の地域企業等にて、インターンシップを実施する。
- ②具体的なインターンシップの内容は、企業担当者と調整し研修プログラムを作成する。
- ③事前に、当該地域企業等にて業務体験型インターンシップを実施する。その研修の中で、留学生に対して企業課題等のリサーチ・テーマを与える。

【事後：地域企業等インターンシップ（3～5日）】

- ①県内企業事前インターンシップ、海外企業インターンシップの報告、企業課題等のリサーチ・テーマのフィードバック等を実施する。

7) 事後報告会

(ア) 目的：

帰国後の研修は、地域での事後研修（2日）として、留学後の振り返り、企業課題等の調査報告書の作成や留学成果報告会のプレゼン資料の作成などを実施する。

なお、報告会終了後、「第2回地域コミュニティ交流会」を開催する。

(イ) 概要

【事後報告会（研修①）】（1日）

- ①留学体験の振り返り
- ②企業課題テーマ等の調査内容（まとめ）
- ③企業課題テーマ等の調査報告書の作成
- ④留学体験報告会の作成

【事後報告会（研修②・留学成果報告会）】（1日）

- ①留学成果発表準備
- ②留学成果報告会の開催（地域支援企業を招待）
- ③地域コミュニティ交流会の開催

※プログラムテーマの選択については、所属する学部・学科や専門分野は問いません。

※原則、事前・事後インターンシップ先は、同一の企業・団体等とします。また、海外インターンシップ先企業・団体等は、沖縄の企業・団体等と取引のある企業・団体等や提携した企業・団体等、あるいは現地関連分野企業・団体等を予定しています。

※地域インターンシップ先や海外インターンシップ先について、自ら希望する候補企業・団体等がある場合には、可能な限り内諾を得てテーマに沿った計画を記載してください。なお、受入先の最終決定は、本協議会が行います。

※また、自ら地域インターンシップ先や海外インターンシップ先の候補企業・団体等を選定できない場合には、本協議会（事務局）が紹介・調整を行うことも可能です。ただし、必ずしも希望に沿ったインターンシップ先を紹介・調整できる保証はありませんのであらかじめ御了承ください。

分野	①地域企業事前 インターンシップ	②海外実践活動	③地域企業事後 インターンシップ
①国際観光 人材コース	<p>■15～17日間 (2020. 8. 25～ 9. 17) 観光関連企業・団体 等インターンシップ 《沖縄県内ホテ ル・旅行代理店等》</p>	<p>■1か月間 (2020. 10. 1～10. 30) 午前：語学研修 午後：観光関連企業等の 課題研究 ■2か月間 (2020. 11. 2～12. 18) 観光関連企業等のインタ ーンシップ 《アジア派遣国ホテル・旅行 代理店等》</p>	<p>■3～5日間 (2021. 1月中・下旬) 観光関連企業・団体等 インターンシップ 〔海外インターンシップ・企業等課 題報告〕 《沖縄県内ホテル・旅行代理 店等》</p>
②国際IT 人材コース	<p>■15～17日間 (2020. 8. 25～ 9. 17) IT関連企業・団体 等インターンシップ 《沖縄県内情報・IT 関連企業等》</p>	<p>■1か月間 (2020. 10. 1～10. 30) 午前：語学研修 午後：IT関連企業等の 課題研究 ■2か月間 (2020. 11. 2～12. 18) IT関連企業等のインタ ーンシップ 《アジア派遣国情報・IT 関 連企業等》</p>	<p>■3～5日間 (2021. 1月中・下旬) IT関連企業・団体等 インターンシップ 〔海外インターンシップ・企業等課 題報告〕 《沖縄県内情報・IT 関連企 業等》</p>

<p>③国際物流 人材コース</p>	<p>■15～17日間 (2020. 8. 25～ 9. 17) 物流関連企業・団体 等インターンシップ 《沖縄県内物流・運 輸企業等》</p>	<p>■1か月間 (2020. 10. 1～10. 30) 午前：語学研修 午後：物流関連企業等の 課題研究 ■2か月間 (2020. 11. 2～12. 18) 物流関連企業等のインタ ーンシップ 《アジア派遣国物流・運輸 企業等》</p>	<p>■3～5日間 (2021. 1月中・下旬) 物流関連企業・団体等 インターンシップ 〔海外インターンシップ・企業等課 題報告〕 《沖縄県内物流・運輸企業 等》</p>
<p>④地域発展 人材コース</p>	<p>■15～17日間 (2020. 8. 25～ 9. 17) 希望業種企業・団体 等インターンシップ</p>	<p>■1か月間 (2020. 10. 1～10. 30) 午前：語学研修 午後：希望業種企業等の 課題研究 ■2か月間 (2020. 11. 2～12. 18) 希望業種企業等のインタ ーンシップ</p>	<p>■3～5日間 (2021. 1月中・下旬) 希望業種企業・団体等 インターンシップ 《海外インターンシップ・企業課題 報告》</p>

<日本代表プログラム>

- ・事前及び事後研修（各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）
※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

(2) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を**全て満たすもの**とします。

- ①令和2年(2020年)10月1日(木)から令和2年(2020年)12月18日(金)までの(渡航日ではなく、プログラム開始日となります。)計画

※日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加することが、留学開始の要件となります。

- ②諸外国における留学期間が28日以上で約3か月間の計画

※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に係る期間は含まれません。

※留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。

- ③留学先における各受入機関（以下「留学先機関」という。）がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画

※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。

※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。

- ④日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画
 - ※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
- ⑥アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画
 - ※アンバサダー活動とは、留学先において日本や日本の地域の良さを発信する活動を指します。
例) 日本文化紹介、地域の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう
 - ※エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。
例) 活動報告会の開催やwebでの発信
- ⑦留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上の、「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本プログラムの選考における審査は、“日本、沖縄の産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界、特にアジアで、又はアジア、世界を視野に入れて活躍し、沖縄の産業の発展に貢献できる人材”、“日本、沖縄の良さを世界に発信し、沖縄から世界に貢献したいという意欲を持つ人材”を育成するという観点を審査の基本方針とします。

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

別紙1-1、別紙1-2、別紙2を参照。

※奨学金等の支援額は、応募時の留学計画における第1希望の留学先に基づいて決定されます。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて口座振込により行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は別途案内します。

8. 支援予定人数

8名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の1割程度を上限として支援します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(10)に掲げる要件を**全て満たす学生**になります。

(1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生

(2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生

(3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生

(4) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

※家計基準の判定は、令和2年（2020年）4月1日時点の学籍身分（見込）で行ってください。

在籍大学等に家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。

※詳細は別紙1-1及び別紙1-2を参照してください。

(5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

(6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。

(7) 令和2年（2020年）4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

(8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている学生は本制度の奨学金と併給が可能ですが、第一種・第二種奨学金の休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。

(9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。また、高校生コース及び地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された学生も支援の対象となります。

(10) 本制度の令和2年度後期（第13期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）及び令和2年度（第6期）高校生コースに応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。

(11) 沖縄県内の大学等に在籍、あるいは沖縄県外の大学等に在籍している学生で沖縄県の本籍を有している者

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した「沖縄からアジアへトビタテ！留学 JAPAN プロジェクト」から、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。なお、応募される留学計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、**在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。**

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

- (1) 「沖縄からアジアへトビタテ！留学 JAPAN プロジェクト」Web サイト

URL : <https://www.tobitateokinawa.com/>

- (2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

①第13期官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1）

②自由記述申請書及び留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

- (3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は各在籍大学等にて設定されますので、担当部署等に直接確認してください。

※応募内容は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を3MB以内におさえて作成してください。

※応募に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

本協議会への提出期限：令和2年(2020年)3月13日(金)17時必着

書面審査(一次審査)：令和2年(2020)年4月

書面審査結果の通知：令和2年(2020)年5月

※在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

※合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査(二次審査)：令和2年(2020年)5月15日(金)

場所：琉球大学 地域国際学習センター(予定)

審査方法：グループ・ディスカッション
プレゼンテーション
個人面接

採否結果の通知：令和2年(2020年)6月中旬

事前研修①：令和2年(2020)年8月24日(月)

事前インターンシップ：令和2年(2020年)8月25日(火)～9月17日(木)

日本代表プログラムの事前研修(1泊2日)：

令和2年(2020年)8月～12月に留学を開始する派遣留学生
会場(未定)

①令和2年(2020年)7月27日(月)、28日(火)

②令和2年(2020年)7月29日(水)、30日(木)

③令和2年(2020年)8月1日(土)、2日(日)

④令和2年(2020年)8月3日(月)、4日(火)

⑤令和2年(2020年)8月6日(木)、7日(金)

令和3年(2021年)1月～3月に留学を開始する派遣留学生
関東会場(予定)

⑥令和2年(2020年)12月中

※①～⑥のいずれかに参加していただきます。

※日程は予定です。

事前研修②	: 令和2年(2020年)9月18日(金)午前
壮行会	: 令和2年(2020年)9月18日(金)午後
海外留学の開始	: 令和2年(2020年)10月1日(木)以降
事後研修①	: 令和3年(2021年)1月8日(金)
事後インターンシップ	: 令和3年(2021年)1月中旬～下旬
事後研修②	: 令和3年(2021年)2月5日(金)午前
事後報告会	: 令和3年(2021年)2月5日(金)午後

2019年度 沖縄からアジアへトビタテ!留学JAPANプロジェクト【年間スケジュール】

計画区分	項目	実施日/期間
1. 募集	募集期間	2019年12月上旬～2020年3月13日(金)
2. 書面(一次)審査	書面審査期間	2020年4月6日(月)～4月17日(金)
3. 面接(二次)審査	面接審査日	2020年5月15日(金)
4. 候補学生推薦	機構への候補学生推薦	2020年5月下旬
5. 機構選考・決定	機構選考委員会決定・合格通知	2020年6月中旬 【機構決定後、地域協議会から申請者の在籍大学へ通知】
6. 機構事前研修	【機構】事前研修(2日間)	2020年7～8月(関東会場) 2020年8月(関西会場)
7. 機構壮行会	【機構】壮行会(1日間)	2020年7月予定
8. 事前オリエンテーション①	【地域】オリエンテーション①	2020年8月24日(月)
9. 事前インターンシップ	県内企業等インターンシップ	2020年8月25日(火)～9月17日(木)
10. 事前オリエンテーション②	【地域】オリエンテーション② 【地域】壮行会	2020年9月18日(金)
11. 海外留学	海外語学研修(約1ヶ月間)	2020年10月1日(木)～10月30日(金)

11. 海外留学	海外企業等インターンシップ (約2ヶ月間)	2020年11月2日(月)～12月 18日(金)
12. 事後研修①	【地域】事後研修①(1日間)	2021年1月8日(金)
13. 事後インターンシップ	県内企業インターンシップ(3 ～5日)	2021年1月中旬～下旬 【県内企業等での海外インター ンシップ報告】
14. 事後研修②・ 留学報告会	【地域】事後研修②(午前) 【地域】留学報告会(午後)	2021年2月5日(金)
15. 機構事後研修	【機構】事後研修(2日間)	2021年3月(関東会場)

13. 日本代表プログラムの事後研修への参加と留学状況報告書の提出(留学終了後)

派遣留学生は、原則として帰国後1年以内かつ令和3年度以内(2022年3月31日まで)に、年10回程度(3月、7月、9月、12月予定)開催する日本代表プログラムの事後研修(2日間)のいずれか1回に参加する必要があります。また、日本代表プログラムの事後研修参加後1か月以内に「留学状況報告書」を在籍大学等に提出してください。提出様式、提出方法についての詳細は別途案内します。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、派遣留学生の支援を行う在籍大学等は、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

その他、留学に関する情報収集の手段として、機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

- ・独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト 海外留学支援サイト

<http://ryugaku.jasso.go.jp/>

- ・トビタテ！留学JAPANウェブサイト 留学大図鑑

<https://tobitate.jasso.go.jp/zukan/>

17. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて、本協議会に相談してください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため

適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び機構等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイトに FAQ の掲載がありますので、こちらもご参照ください。

<https://www.tobitate.mext.go.jp/faq/index.html>

【住所】 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地
沖縄産学官協働人財育成円卓会議事務局
(国立大学法人琉球大学学生部国際教育課内)
トビタテ！留学JAPAN 沖縄地域人材コース担当

【メール】 tobitateokinawa@gmail.com

【電話】 098-895-8761

【問合せ対応時間】 祝祭日を除く月曜日～金曜日 9:00-17:00